

# 神戸市立下畑台小学校

## P T A 規約

◆令和4年5月25日改訂版◆

# 神戸市立下畑台小学校 PTA 規約

## 第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、神戸市立下畑台小学校 PTA と称し、事務局を神戸市立下畑台小学校に置く。

## 第2章 目的及び事業

第2条 本会は、保護者と教職員が協力し、次の各号を目的とした事業を行う。

- (1) 家庭と学校の緊密な連携により、児童の健全な育成をはかる。
- (2) 学校、家庭及び社会における教育環境の整備改善を行う。
- (3) 会員の教養を高め、会員相互の親睦を深める。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業を行う。

## 第3章 運営方針

第3条 本会は、社会教育を本旨とする民主団体として運営するため、基本方針を、次の各号に掲げるとおり定める。

- (1) 教育、文化、福祉のために活動する団体及び機関と協力する。
- (2) 学校の人事や管理運営に不当な干渉はしない。
- (3) 本会の活動対象は児童全員とし、保護者が会員か否かにかかわらず平等に扱われるものとする。
- (4) 特定の政党や宗教を支持したり、営利を目的とする活動は行わない。
- (5) 本会や本会役員名で、公私の選挙候補者を推薦しない。

## 第4章 会員の資格

第4条 本会の会員となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者
- (2) 本校に勤務する教職員

第5条 本会の会員は、垂水区小学校 PTA 連合会及び神戸市立小学校 PTA 協議会の会員となる。

## 第5章 運営メンバー

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名(保護者)
- (2) 会計 2名(保護者と教職員)
- (3) 会計監査
- (4) 運営サポーター

第7条 運営メンバーの選出は、次のとおりとする。

- (1) 運営メンバー候補者は、全会員から募るものとする。
- (2) 候補者はその役割について十分に理解したうえで自らの意思で選出に合意する。
- (3) 総会で前項の結果を報告し、承認を得る。
- (4) 本会活動を継続するに必要な運営メンバーが集まらないと判断された場合、総会でその旨を報告し、休会を申し立てることができる。

第8条 役員の任期は、1か年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じたときは、必要に応じてその後任を補完することができる。その任期は、当初役員の残任期間とする。

第9条 運営メンバーの職務は、次の通りとする。

(1) 会 長

- 1 本会を代表し、一切の会務を統括する。
- 2 総会、役員会及び運営委員会を招集する。

(2) 会 計

- 1 総会において議決した予算に基づき、一切の会計事務を処理する。
- 2 会計簿等の経理関係書類を、整理・保管する。
- 3 総会において決算報告する。
- 4 次年度の予算立案に協力する。

(3) 会計監査

- 1 会計年度終了後、速やかに会計監査を行い、その結果を総会に報告する。
- 2 その他、必要に応じて会計監査を行うことができる。

(4) 運営サポーター

- 1 会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。
- 2 本会の活動に関する重要事項を記録し、一般事務を処理する。
- 3 全会員に対し、総会、運営委員会、役員会などの案内状を出す。
- 4 運営委員会での審議事項、連絡事項をその都度全会員に知らせる。
- 5 各活動の企画及び会員の協力呼びかけを行い、実行に向けて運営業務を執り行う。

第10条 校長は、参与として本会の諸会議に出席し、意見を述べることができる。

第11条 本会には、顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は運営委員会の議を経て、毎年新しく会長が委嘱する。
- (2) 顧問は会長の要請により、その諮問に答申する。

## 第6章 運営委員会

第12条 運営委員会の構成および任務は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員会は、運営メンバーおよび校長、教頭で構成する。ただし、会員であれば参加は誰でも可能とする。

(2) 運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- 1 会全体の運営計画の立案
- 2 会員からの提案の審議および検討
- 3 会員への連絡調整
- 4 総会に提出される議案の調整
- 5 構成予算の編成
- 6 慶弔内規案の策定
- 7 必要に応じて、特別委員会を設け、特別な議題および行事などについて検討および計画、立案を委嘱することができる。ただし、その結果について報告を受け、提案内容を審議する。

(3) 運営委員会は構成員の過半数の出席をもって成立する。

## 第7章 総会

第13条 総会は、本会会員によって構成される本会最高議決機関である。

第14条 総会において、運営メンバーの選出ならびに予算及び決算、年度事業計画を議決する。

第15条 総会は、年1回の定期総会及び臨時総会とする。

- (1) 定期総会は、毎年度当初のできるだけ早い時期に開催する。
- (2) 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
- (3) 総会は、委任状を含め、会員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

第16条 総会の議決は、出席会員の過半数の賛成をもって行う。

## 第8章 経理

第17条 本会の経理は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 会員は、次のとおり会費を納入する。

- (1) 会費は、会員一世帯あたり年額1250円一律とする。
- (2) 会費の納入が困難と認められたときは、会費の免除を受けることができる。
- (3) 会費年額および納入方法について、改定の必要が生じたときは、運営委員会の議を経て総会で承認を得るものとする。

第19条 資源回収収益金は、年度末に会計予算に計上する。

第20条 本会会計年度は、4月1日から翌年の3月31日迄とする。

第21条 本会の経理は、会計年度終了後速やかに決算を行い、会計監査を受ける。

第22条 決算及び監査結果は、総会において報告し、承認を得るものとする。

第23条 本会計以外の経理は、次のとおりとする。

- (1) 会費及び資源回収収益金以外の収入の状況については、会計または当該委員会が必要に応じて、運営委員会に報告する。
- (2) 前号の収入の使途等については、運営委員会で協議し、決定する。

第24条 その他、本会の運営に関し必要とする事項については、運営委員会の議を経て別に定める。

## 第9章 クラブ

第25条 本会は、その目的達成のため、クラブを設置し、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の文化意識の高揚と健康の維持・増進をはかり、親睦を深めるための活動
- (2) その他、会の目的達成に必要な活動

第26条 本会に次のクラブを置く。

- (1) コーラス部
- (2) バレーボール部

第27条 クラブの新設および改廃については、運営委員会の議を経て決定する。

第28条 各クラブは、部員と担当教職員とで構成する。

第29条 各クラブに、互選により選出された正副部長（保護者）を置く。

第30条 クラブの運営は、次のとおり行う。

- (1) 各クラブは、本会の規約及び総会において決定された方針に沿って、具体的活動計画を立案し、実践する。
- (2) 各クラブの活動は、部長が招集し、部員相互の合議によって行う。  
但し、活動の日時及び内容については、あらかじめ、会長及び学校（庶務）に連絡する。
- (3) 各クラブの活動計画は、原則として、あらかじめ、運営委員会にはかり、実施する。
- (4) 各クラブ部長は、運営委員会に活動の状況及び経過等について報告する。

第31条 その他、クラブに関し必要とする事項については、運営委員会の議を経て、改正することができる。

## 第10章 補則

第32条 この規約を改めるときは総会に諮り、出席者数の3分の2以上の賛成によって改める

ことができる。

第33条 この規約に細則を定めるときは運営委員会に諮り、出席者数の3分の2以上の賛成によって改めることができる。

第34条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は運営メンバーの合意によって定める。

#### 付 則

|            |      |
|------------|------|
| 昭和59年5月17日 | 制定   |
| 昭和61年5月8日  | 一部改定 |
| 平成元年5月9日   | 一部改定 |
| 平成3年4月22日  | 一部改定 |
| 平成4年5月7日   | 一部改定 |
| 平成7年4月27日  | 一部改定 |
| 平成8年5月18日  | 一部改定 |
| 平成9年5月17日  | 一部改定 |
| 平成24年4月27日 | 一部改定 |
| 令和3年4月15日  | 一部改定 |
| 令和4年5月25日  | 一部改定 |

# 神戸市立下畑台小学校PTA運営細則

## 付 則

|            |       |
|------------|-------|
| 平成21年5月7日  | 制定    |
| 平成24年3月8日  | 一部改定  |
| 平成24年7月13日 | 一部改定  |
| 平成31年3月7日  | 一部改定  |
| 令和2年3月5日   | 一部改定  |
| 令和3年4月15日  | 規則に統合 |

## 慶弔に関する内規

### I 弔慰、見舞い、会員の被災

| 弔慰                          | 香料                                 |
|-----------------------------|------------------------------------|
| (1) 児童の死亡                   | 10,000 円及び供花料 15,000 円相当           |
| (2) 児童の両親の死亡                | 5,000 円及び供花料 15,000 円相当            |
| (3) 教職員の死亡                  | 10,000 円及び供花料 15,000 円相当           |
| (4) 教職員の家族の死亡               | 5,000 円及び供花料 15,000 円相当            |
| 見舞い                         | 見舞金                                |
| (1) 児童の長期欠席<br>(2) 教職員の長期療養 | 5,000円<br>但し、1か月以上の入院に限る           |
| 会員の被災                       | 状況に応じ役員協議の上決定し、事後の運営委員会で承認を得るものとする |

＊(4) 教職員の家族については、配偶者・子とする

＊地域、その他関連団体役員の告別式については、状況に応じて協議する

＊遠隔地での告別式については、状況に応じてその都度協議する

### ② 慶祝

- |                   |         |
|-------------------|---------|
| (1) 教職員の結婚        | 5,000 円 |
| (2) 教職員及びその配偶者の出産 | 5,000 円 |

### ③ 教職員の転退職に際しての記念品

- (1) 花束を贈呈する

＊在職年数に応じた餞別は令和3年5月1日より廃止する。

◆上記①、②、③及びその他の事項に関して特別の事情があると認められる場合は、役員会での発議、協議により決定し、事後の運営委員会で承認を得るものとする